

文保二年の綾小路有時殺害事件について

The assassination of Ayanokoji Aritoki in 1318

文学研究科人文学専攻博士後期課程在学

渡 辺 あゆみ

Ayumi Watanabe

はじめに

I. 『増鏡』「われこそつとむべけれ」記事について

II. 文保二年十一月十一日の院拍子合

III. 有時殺害事件以後の綾小路家

おわりに

はじめに

綾小路家は中世を通して宮廷音楽界を支えていた「楽の家」のひとつである。綾小路有資は後深草・亀山・伏見天皇の郢曲の師を勤め、有資の男信有は、伏見天皇の郢曲の師を、また信有の男有頼は、後伏見・後醍醐天皇の郢曲の師を、さらに有頼の男敦有は崇光院の郢曲の師となっている¹。このように綾小路家は主に催馬楽などの「うたいもの」を家業とし、天皇の郢曲の師を代々輩出している家柄である。綾小路家には代々の当主によって編纂された楽書が多くあり、そのため中世の音楽に関する研究において特に注目されている家である。とくに綾小路有俊の編んだ『御遊抄』²は、「御遊」と呼ばれる宮廷音楽行事に関する書物であるが、記事年記が奈良時代から室町時代後期に至るまでの長期間にわたっており、充実した内容となっているため、宮廷音楽に関する諸論稿³で頻繁に使用されている史料となっている。

その『御遊抄』の中に以下のような記事がある。

兼日綾小路前宰相有時卿被_レ催之處。今夜於_二待賢門内_一被_レ殺害_一之間。故宰相殿可_レ有_二御參_一之由雖_レ被_レ仰下_一。依_二御悲歎_一不_レ令_レ參給_一。⁴

後醍醐天皇の代の清暑堂御遊において、綾小路有時が拍子役を勤める予定であった。しかしながら有時が御神楽の当日に待賢門内で殺害されたため、「故宰相殿」すなわち有時の弟である有頼に代理の命が下るが、「悲歎」のため勤仕できなかったという記事である。清暑堂御遊とは、大嘗祭の際に清暑堂で行われる神楽に付随する御遊のことで、天皇一代につき一度限りの行事である。

『増鏡』、『尊卑分脈』、『武家年代記』等の記述によると、この事件は御遊の拍子役をめぐる争いが

原因で、紙屋河頭香が武士を使って有時を暗殺したものであり、それにより頭香は流罪されたという。綾小路有時とは当時の綾小路家の当主信有の一男である。

従来、綾小路家などの「楽の家」に関する論稿⁵や中世宮廷音楽に関する論稿において、この事件が触れられることはあっても、事件の概要は『増鏡』などの記述に委ねられ、詳細な検討が加えられることはなかった⁶。

筆者は中世の宮廷音楽を「楽の家」という側面から解明することを一つのテーマとして研究を進めており、その個別研究として綾小路家における楽の伝承システムの解明を試みている。長子有時が殺害されるというこの事件は綾小路家にとっては非常に重大な出来事であり、綾小路家の家業の伝承を考察する上でこの事件の詳細を検討することは欠かせない作業であると考えている。

そこで、本稿では、綾小路有時が殺害された事件に関して、残されたいくつかの史料を手がかりにその背景を検討していきたい。

I. 『増鏡』「われこそつとむべけれ」記事について

以下は綾小路有時が殺害されたことに関する『増鏡』⁷の記事である。

神無月廿七日大嘗會。清暑堂の御神楽の拍子のために、綾小路宰相有時といふ人、大内へまゐるを、車よりおるゝほどに、いとすくよかなるいなかさぶらひめく物、たちをぬきてはしりよるまゝに、あやなくうちてけり、（中略）大事のこともはてゝのち、尋さたあるほどに、かい川三位頭香といふものゝの、此拍子をいどみて、われこそつとむべけれとおもひければ、かゝることをせさせけり、（中略）さてかの三位はながされぬ

綾小路有時が清暑堂御神楽の拍子役を勤めるため内裏へ来たが、有時が車を降りた直後に頑強な「いなかさぶらひ」めいた者が太刀を手に走り寄り、有時を切り殺した。その後の調査により、この事件は「此拍子をいどみて、われこそつとむべけれ」と思った紙屋河頭香が首謀者であることが判明し、頭香は流罪となった。以上が『増鏡』の記述の概要である。

また、『尊卑分脈』頭香条には以下の記述がある。

文保元十一ゝ大嘗會清暑堂神宴拍子事。依相論敷。綾小路宰相有時御参官司之時於門内殺害。此事依彼鬱憤頭香令害之由風聞。仍被召下関東流刑了。

「拍子事依相論敷」とある点が『増鏡』の記述と符合しているほか、「風聞」によって頭香が犯人であることが判明し、関東に流刑されたことがわかる。また、『公卿補任』によると頭香は元亨元年に「出家、関東配流」となっており、『園太暦』に「元亨元年八月九日、有流人宣下」⁸とあるので、頭香の流罪が有時殺害から三年目のことであることがわかる。

さて、今試みに『増鏡』、『尊卑分脈』という二つの史料を挙げたが、まず日付について確認してい

こう。この事件の日付に関しては、『増鏡』は「神無月廿七日大嘗会」での出来事として記しており、『尊卑分脈』は「文保元十一月大嘗会」とし、また他の史料においても『公卿補任』では有時について「十一月十四日薨^歿」と記しているなど、『御遊抄』とは日付が異なっている。清暑堂御遊は大嘗会の二日後に行われるのが通例であり、文保二年の大嘗会は十一月二十二日に行われているため⁹、十一月二十四日とする『御遊抄』の記述が正しいであろう¹⁰。

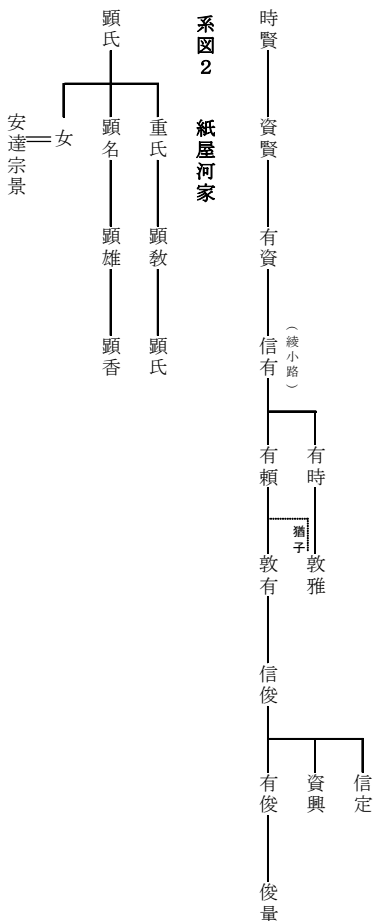
ではここで本題に入ろう。この事件は清暑堂御遊における拍子役の争いが原因である、といった記述が『増鏡』をはじめ、『尊卑分脈』、『武家年代記』など種々の史料上に見られる。事件後に、顕香が首謀者ではないかという「風聞」があったのは事実であろう。

しかしその一方で、『御遊抄』には有時が殺害された理由が全く載っていない。『御遊抄』は綾小路有俊によって編纂されたが、その多くの部分は敦有や信俊など綾小路家代々の当主によってまとめられた記録を元としている可能性が高いと考えられる書物である¹¹から、少なくとも身内が被害者となったこの事件に関しては情報源が豊富にあったはずである。それにも関わらず事件の原因について沈黙している。これは、綾小路家の人々はこの事件が拍子役を巡る争いに起因しているとは考えていな

いということの意味しているのではないか。つまり、この事件は『増鏡』等の史料が述べるような事柄以外の所に原因がある可能性があるのである。その点を詳細に検討するために、被害者である綾小路有時と、加害者である紙屋河頭香について詳しく見ていくことにする。

綾小路有時は信有の一男であり、『公卿補任』によると弘安十年十二月二十一日に叙爵されているが、没年が三十五または三十六歳なので、四または五歳の時に叙爵されたことになる。正応三年に侍従、同五年に父信有からの譲りにより右馬頭となり、永仁六年の大嘗会の折に従四位上に叙せられ、正安二年の朝覲行幸の折に正四位下に叙せられている。いずれも御遊などの音楽行事の際に昇進している。

『御遊抄』における有時の初見は正安三年であり、それ以前に所作人として御遊に参加していたかどうかは定かではないが、御遊以外の場面で楽を奏していた可能性は十分にある。『郢曲相承次第』¹²によると、永仁六年の五節舞の折に今様を担っていることが確認できるので、従四位上に叙せられたのは、今様を奏したことへの賞と考えられる。正安二年に正四位下に叙せられたのも同様の理由であろう。このように有時は宮廷音楽行事を足がかりとして昇進して



いった。有時は、十八または十九歳以来、すでに何度も拍子役として御遊に参加していることが『御遊抄』によって確認でき、綾小路家の家業を継ぐ者として、十代の頃から宮廷音楽界で順調に足場を築いていた。正和元年(一三一二)には従三位として二十九歳で公卿に列しており、三十代半ばで迎えた文保二年の清暑堂御遊には満を持して臨んでいたであろう。

では一方、紙屋河顕香とはどのような人物であったか。紙屋河家は魚名流藤原氏六条家の庶流であり、鎌倉中期の顕氏を祖としている。六条家は歌道の家であり、顕氏も歌人として「続後撰和歌集」などの勅撰集に名を連ね、歌集「顕氏集」を残している。また、顕氏の女は安達宗景の妻となっており、顕氏自身も宗尊將軍御所での和歌会にしばしば参加するなど¹³、鎌倉幕府との繋がりもあった。顕香は顕氏の曾孫にあたり、紙屋河の中でも庶流に位置する人物である。顕香は文保二年正月五日に従三位に叙せられている¹⁴ので、有時殺害事件は顕香が初めて公卿に列した年に起きたということになる。顕香は生没年不明であるため、この時の年齢は確定できないが、父親である紙屋河顕雄が乾元二年に三十六歳で従三位に叙せられていることをはじめとして、顕氏が三十七歳、教氏が三十歳など、生年の特定できる一族の人々の多くが三十代で公卿に列せられていることから、顕香もこの時三十代であり、有時とは同世代であったと考えられる。

顕香が有時を殺害した動機について、『増鏡』は「此拍子をいどみてわれこそつとむべけれとおもひければ」と述べている。この表現からは、同世代の有時と顕香のどちらが拍子役になってもおかしくないような状況の中で有時が拍子役の座を射止めたという雰囲気醸し出されているが、実際にはどうであったか。前述のように紙屋河家は歌を家芸とする六条家の庶流であり、顕香はその紙屋河のさらに庶流にあたる人物である。管見では、代々の御遊の所作人の中に、顕香以外の紙屋河の人々の名は見当たらない¹⁵。顕香本人は、延慶二年十一月十四日の院拍子合で付歌を¹⁶、文保二年十一月十一日の院拍子合で和琴を所作しているが、いずれも拍子合のみであり、清暑堂御神楽の当日で所作したことはない。そもそも顕香は、文保二年の拍子合には「本三位中将氏忠被_レ催之處。俄依_二所勞_一如_レ此」¹⁷という理由により急遽所作人に加わったのであり、もとより正式なメンバーではなかった。このような顕香と、郢曲の家の嫡子であり十代から何度も御遊の所作人として確固たる地位を築いている有時とでは、立場が違いすぎる。『増鏡』に表現されているような「われこそつとむべけれ」といった感情を顕香が抱いていたかどうかは疑問である。実際、殺害された有時の代理として命を受けたのは弟有頼であり、その有頼が「悲歎」のため勤仕できないということで、結局この時拍子役を任せられたのは中御門冬定である¹⁸。つまり、顕香が拍子役となる余地ははじめからなかったということである。

では、顕香が有時を殺害した動機は何だったのであろうか。無論、史料が乏しいため確定することはできないが、類推は可能であろう。次章では当時宮廷音楽の場で実際に起きたトラブルを例に挙げ、有時殺害事件の原因に関して一歩踏み込んだ考察をしていきたい。

Ⅱ. 文保二年十一月十一日の院拍子合

綾小路有時と紙屋河頭香は、文保二年十一月十一日、つまり有時殺害事件の起こるおよそ二週間前、院拍子合に同席している。

以下は『御遊抄』「清暑堂」文保二年十一月十一日条の記事である。

院拍子合。

拍子。前參議
有時。

付歌。參議冬定
有賴朝臣。

笙。左大臣。

箏。春宮大夫
公賢。

和琴。從三位
頭香。 本三位中將氏忠誠、催之
處。俄依所勞、如此。

自余同_二当日_一。

院拍子合とは清暑堂御遊の行われる数日～数週間前に院のもとで行われる音楽会のことで、清暑堂御遊当日のための予行演習と捉えられがちであるが曲目や所作人が必ずしも当日と同じではないことから当日とは別個の行事であると捉えるべきものである¹⁹。拍子役は有時、付歌は中御門冬定と有賴、笙は洞院実泰、箏は洞院公賢が勤めている。「自余同_二当日_一」すなわち他の楽器の所作人は当日と同じであるので、二十四日の記事から、笛は藤原教定、箏は藤原兼高、琵琶は今出川兼季であることがわかる。和琴は大炊御門氏忠の予定であったが先述の通り急遽頭香が勤めることになった。これはあくまで臨時的なものである。一方の有時とはといえば、御遊の所作人としてのキャリアは既に十五年に及んでおり、拍子役としての経験も豊富であった。さらに弟有賴も付歌の所作人として参加しており、「郢曲の家」綾小路家は御遊の場で確固たる地位を築いていたことが確認できる。このように立場の全く異なる二人の間でこの拍子合の際に、どのようなトラブルが起こりうるであろうか。

それを示唆するものとして、以下の二つの史料を掲げよう。

今夜内侍所御神樂也、子終許所作人皆參、着_二束帶_一條、恐所拜等作法如_レ例、已欲_レ參_二恐所_一之間、藏人與_二所作人_一有_二相論事_一、仍經_二數剋_一日出、事了還_二本殿_一、委細在_レ裏、裏書所作人、

拍子有賴朝臣、付哥教宗、和琴資教朝臣、箏策忠朝朝臣、笛輔房、

鈴鹿欲_二取出_一之間、藏人文衡云、所作人參_二清凉殿邊_一可_二請取_一云々、資教云、可_レ持_二來南殿_一云々、數剋相論、關白高_レ聲呵責之間、文衡怒持_二向南殿_一歟、遷幸以後必有_二御神樂_一之由、在_二延久御記_一、仍每度如_レ此歟、往古例強無_二所見_一歟²⁰

これは、文保元年五月に行われた内侍所御神樂において、藏人文衡と和琴の所作人資教とが楽器の受け渡しを巡って相論を起こしたという内容の記事である。彼らは「數剋相論」し、関白二条道平に「高_レ聲呵責」されてなんとか収拾がついたようである。「文衡怒持_二向南殿_一歟」とあるが、後日、花園天皇が二条道平に直接聞いたところによると「藏人取_二出高遺戸_一、小舎人持_二行南殿_一」ということまで

あった²¹。

蔵人と所作人が楽器を誰がどこまで運ぶかということ巡って相論をしていたわけであるが、一見些細なことのようにみえるこれらのことは、儀式を先例に従って滞りなく進行することを至上命題とする彼らにとっては「數剋相論」してもおかしくない論題であった。

顯香朝臣取_レ劔前行、兼日權公脩朝臣、領狀、今夜俄申子細、仍顯香朝臣取劔也、不謂上下藤、清華人取劔也、然而今夜及闕如、仍無沙汰、顯香朝臣候劔也、（中略）顯香朝臣持劔前行如_レ前、昇_二南殿西階_一之時、顯香朝臣与_レ予同時昇階、是故實也、先々御劔人大畧不_レ如_レ此、不_レ知_二故實_一歟²²

これは正和二年十二月二十四日に行われた内侍所神楽の際に顕香が「御劔人」を勤めたことが述べられている記事である。この史料によると、この役は本来は富小路公脩が勤めるはずであったが、「俄申子細」したため、急遽顕香がこの役を勤めることになった。「御劔人」は位の上下を問わず清華家出身の者が勤めるのが慣例であったが、この日は該当する者がいなかったため、止むを得ず顕香が勤めたということである。しかし、「昇南殿西階之時」、顕香は花園天皇と同時に昇ってしまった。これまでの「御劔人」はこのようなことはしなかったのに、顕香は故実を知らないのだろうか。天皇は訝しがっている。本来そのような役を勤める家柄でないのに臨時的な措置により勤めることになったという点が、文保二年の院拍子合の時の状況と一致しており、興味深い。儀式に不慣れた顕香の様子が窺える記事である。文保二年の院拍子合の際にも、式次第に慣れていない顕香が些細な失敗を犯した可能性は十分にある。

以上、関連史料を二つ掲げたが、音楽行事に限らず儀式をめぐるこのようなトラブルの例は中世を通して他にも多々見られることであり、文保二年十一月十一日の院拍子合において有時と顕香が顔を合わせた際にも似たようなトラブルがあった可能性がある。詳しい動機を探る術はないが、顕香による有時殺害事件は、所作人という立場を巡っての争いというよりも、先に見たような儀式を遂行する上での些細とも思えるトラブルが要因となった可能性の方がはるかに高いのではないだろうか。

Ⅲ. 有時殺害事件以後の綾小路家

有時が殺害されたことにより代理を命ぜられた有頼は「依御悲歎不令參給」という有様であったが、父である信有もまた有頼以上に悲嘆にくれたことであろう。長子を失った信有はこのとき六十一歳である。しかし、悲しんでばかりはいられない。信有は有頼をこれから綾小路家の後継者として育て上げなければならないのである。有頼はこの時二十四歳である。有頼の御遊の所作人としての初見は正和三年正月二日、二十歳の時であるが²³、それから四年を経たとはいえ御遊の所作人の中では依然として最年少である。元応二年、つまり有時が殺害されてから一年余り経った頃、有頼は従三位に叙せられ公卿に列する。なお、有時には敦雅という男がいたが、おそらく幼少であったため綾小

路家の家業は全て有頼に託されることになったのであろう。敦雅は後に有頼の猶子となっているが、家業を継ぐことはなかった²⁴。

以下は『郢曲相承次第』の有頼に関する記述である。

為_レ後醍醐院御師匠_一。催馬楽秘曲御傳授之時。被_レ叙_二正三位_一。上首十四人超_レ越之。又被_レ下_二御笛_{太笛一}。實守卿。實世卿等皆此卿弟子也。又故徳大寺内府_{公清公}同門弟也。

此卿清暑堂御神楽不_レ所作_一。遺恨此事也。延慶不_レ首服_一。文保為_二付歌_一參内之處。舍兄有時横死。可_レ被_レ免_二輕服_一雖_レ被_レ仰下_一。依_二悲歎_一不_レ參。嘉暦四年薨之間。不_レ逢_二正慶大禮_一也。

『郢曲相承次第』は有頼の嫡男敦有によって編纂された書物である。綾小路家の後継者となった有頼は、後醍醐天皇の郢曲の師となり、催馬楽の秘曲を伝授した際には上首十四人を超えて正三位に叙せられるなど、郢曲という家業を通して公家社会に自身の存在基盤を築いた。しかし有頼は、延慶二年に行われた花園天皇即位の際の清暑堂御遊は元服前であったため参加しておらず、文保二年の後醍醐天皇即位の際の清暑堂御遊は前述の通り「悲歎」のため参加できず、「正慶大禮」すなわち正慶元年に行われた光厳天皇即位の際の清暑堂御遊には既に没していたため、その生涯の中で清暑堂御遊において所作することはついになかったのである。それが「遺恨」であると記されているが、この一句からは、綾小路家の人々の清暑堂御遊に対する並々ならぬ思い入れが感じられる。

以下は同じく『郢曲相承次第』の一文である。

凡公宴重事雖_レ多_レ之。携_二音楽_一之輩。以_二清暑堂神宴_一為_二先途_一。然者為_二人々生涯_一之由。被_レ載_二後伏見院御記_一云々。

公家社会において重要な「公宴」は多くあるが、音楽に携わる者にとっては清暑堂神宴こそが目指すべき頂点であるとの後伏見院御記の言葉を引いている。郢曲を家業とし、音楽行事を足がかりに昇進を重ねる彼らにとって、清暑堂御遊とはまさに最高の荣誉であり人生最大の行事なのである。その最重要たる儀式の当日に有時が殺害され、結果として有頼も生涯唯一の機会を逃してしまったのであるから、有時殺害事件が綾小路家に与えた衝撃は言葉では言い尽くせないほどであったであろう。

さて、有時が殺害されてから六年後の正中元年、信有は六十七歳で死去し、さらに五年後の嘉暦四年には有頼が三十六歳(または三十五歳)で没している。有頼のあとを継いだ敦有は、この時まだ八歳である。この敦有が御遊の所作人として登場するのは建武元年、十三歳の時である²⁵が、信有・有時・有頼が御遊に初めて登場したのが二十歳前後であることを考えると、例外的な処遇であったといえる²⁶。

これ以後も綾小路家は後継者の早世などが続き、幾度となく断絶の危機に見舞われるが、なおも「郢曲の家」として中世を通して雅楽界における地位を維持し続けた。両統迭立、南北朝の動乱、持明院統の分裂、応仁・文明の乱と、時代の波に翻弄される公家社会のなかで、天皇・院との師弟関係や同じ郢曲を家業とする他の一族との師弟関係は、政治的力関係と交錯しながらも決して切れることのない命綱として綾小路家の家芸を支えていた。

しかし、秘曲の授受によって他家との師弟関係を結んでいたということは、「楽の家」が芸そのものを独占していた訳ではないことを意味する。綾小路家を支えたもう一つの柱が、代々の人々によって編まれた書物であった。「こうした災難によって、郢曲を何としても子孫に相承させようとする意識はますます強まった」と池和田氏の指摘通り、綾小路家で多くの楽書が作成される端緒となったのが、有時殺害事件である。綾小路家の書物によって中世の宮廷音楽に関する多くの情報を今日得ることができるのであるから、この事件の重要性は明らかであろう。

おわりに

紙屋河頭香による綾小路有時の殺害の動機は、『増鏡』の述べるような拍子役を巡る争いといった類のものではない。有時と頭香では経験や立場に大きな差があり、頭香が有時の地位を脅かすような存在にはなりえないのである。頭香が拍子役となる余地はもともとからなかったのであり、むしろ二人の間で儀式を遂行する上での些細とも思えるトラブルが起こり、それが事件の要因となった可能性が高い。音楽行事を梃子として公家社会に足場を築いている綾小路家にとって、清暑堂御遊は家業存続の要ともいえる行事である。『御遊抄』を紐解けば、綾小路家の先祖にあたる宇多源氏の代々の人々が御遊の所作人として活躍していることがわかる。綾小路家には御遊に関する先例が豊富に蓄積されていたであろうし、儀式を遂行する上で譲れない主張というものがあったであろう。「郢曲の家」としての自負が、時に周囲と衝突する要因ともなりうる。有時殺害事件は、綾小路家の清暑堂御遊に対する思い入れの表れとして起きた事件であると捉えることができる。

註

- 1 『公卿補任』、『郢曲相承次第』（『続群書類従』第十九輯上）など。
- 2 『続群書類従』第十九輯上。
- 3 近年、雅楽を政治史的観点から考察する試みが、坂本麻実子氏、豊永聡美氏、相馬万里子氏、石原比伊呂氏などにより行われており、種々の成果が生まれているが、ここでは本稿に関連する論稿のみ以下に掲げる。
坂本「十五世紀の雅楽界」一～九（『MLAJ NEWSLETTER』6-2～7-6、音楽図書館協議会、一九八四～一九八六年）、「天皇と宮廷音楽生活—文学作品にあらわれた平安時代の音楽場面をたどって—」（『季刊 邦楽』四九、一九八六年）、「十五世紀の宮廷雅楽と綾小路有俊」（『東洋音楽研究』第五十一号、一九八七年）、「十五世紀における御遊」お茶の水女子大学『人間文化研究年報』第一四号、一九九〇年）、石原「家業としての雅楽と御遊」（『史友』第三四号、青山学院大学史学会、二〇〇二年）、「鎌倉後期～室町期の綾小路家」（『日本歴史』第七〇九号、二〇〇七年）。
- 4 『御遊抄』「清暑堂」文保二年十一月二十四日条。
- 5 綾小路家に関する論稿としては以下のものがある。坂本「十五世紀の宮廷雅楽と綾小路有俊」（前掲註3）、石原「鎌倉後期～室町期の綾小路家」（同）、村井章介「綾小路三位と綾小路前宰相『看聞日記』人名表記法寸効」（『文学』四一六、岩波書店、二〇〇三年）、池和田有紀「伏見宮と綾小路一族—伏見宮旧蔵『梁塵秘抄口伝集』巻十の書写者についての再検討」松岡平編『看聞日記と中世文化』（森話社、二〇〇九年）、同『『郢曲相承次第』再考』（『書陵部紀要』第六一號、宮内庁書陵部、二〇一〇年）など。
- 6 池和田氏は、この事件が敦有の『郢曲相承次第』起筆の一因であるとしている（『『郢曲相承次第』再考』前掲註6）。
- 7 第十三「秋のみ山」。本稿のテキストは、黒板勝美編『新訂増補 国史大系』第二十一卷 下（国史大系刊行会、一九四〇年）を使用。『増鏡』の研究史は、小川 剛生「北朝廷臣としての『増鏡』の作者—成立年代・作者像の再検討」（『三田国文』三二、二〇〇〇年）、伊藤 敬「増鏡研究の動向」（『歴史物語講座六 増鏡』風間書房、一九九七年）を参照。
- 8 『園太暦』貞和四年七月十日条。
- 9 『公卿補任』『続史愚抄』など。
- 10 『御遊抄』以外に、『続史愚抄』『武家年代記』などもこの事件を文保二年十一月二十四日条に載せている。
- 11 この点に関する詳細な検討は別稿を予定している。
- 12 『郢曲相承次第』は、続群書類従本（前掲註1）のほか、伏見宮家旧蔵本、綾小路家旧蔵本などの伝本があるが、近年、飯島一彦氏がこれらの伝本の錯簡を指摘し、それを正して翻刻している（飯島一彦「解題『郢曲相承次第』付校本』『梁塵 研究と資料』一九、二〇〇一年）。
- 13 『吾妻鏡』文永二年三月四日、弘長元年正月二十六日、五月五日条など。さらに、一族の頭名・頭教の名も見られる。
- 14 『公卿補任』。
- 15 延慶二年十一月十一日に行われた院拍子合の拍子役に関して、『御遊抄』では有時となっているが、『続史愚抄』同日条に、「侍従三位（顕雄、或作右中将有時朝臣謬矣）とあり、顕香の父顕雄が拍子合に参加していた可能性も捨てきれない。
- 16 『伏見院御記』延慶二年十一月十四日条。ただし、『御遊抄』では付歌役は信有・有時・冬定となっており、顕香の名は見当たらない。
- 17 『御遊抄』「清暑堂」文保二年十一月十一日条。
- 18 『御遊抄』「清暑堂」文保二年十一月二十四日条。
- 19 この点に関する詳細な検討は別稿を予定している。
- 20 『花園天皇宸記』文保元年五月廿六日条。
- 21 『花園天皇宸記』文保元年六月四日条。
- 22 『花園天皇宸記』正和二年十二月廿四日条。
- 23 『御遊抄』「朝覲行幸」。
- 24 『郢曲相承次第』（前掲註1及び12）。
- 25 『御遊部類記』（『続群書類従』第十九輯上）元弘四年正月廿八日条。
- 26 この時、後醍醐天皇が敦有の後ろ盾となって綾小路家の家業を保護している様子が、現存する後醍醐の書状から窺えるが、この点に関しては別稿を予定している。